

令和7年度集団指導

就労選択支援について

福島県障がい福祉課

就労選択支援とは

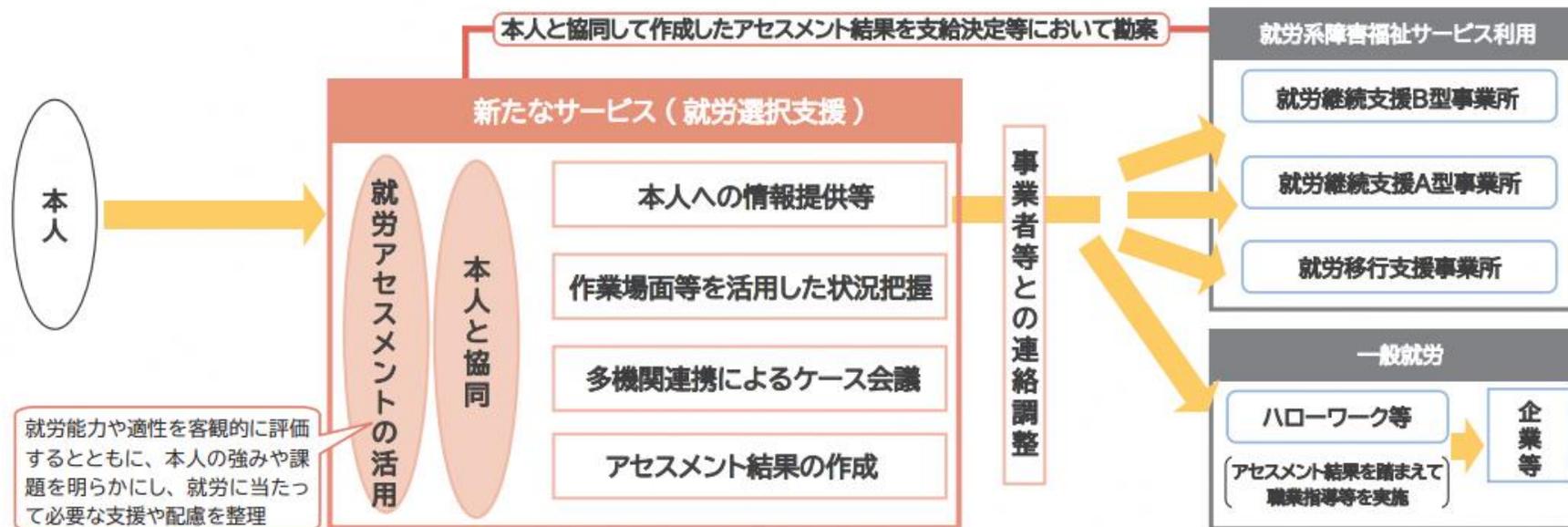
就労選択支援

障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス

※令和7年10月1日より実施予定

就労選択支援とは

【就労選択支援のイメージ】



背景

- これまでの制度では、**障害福祉サービス利用者本人**が問い合わせや見学、体験を実施し、事業所を選定していた。
- 本人の就労能力や適性を客観的に評価する手法が確立されておらず、**ミスマッチ**が生じていた。
- 障がい者本人が就労についてよりよい選択ができるよう、**本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援**する「就労選択支援」が新たに創設されることとなった。

背景

従来の制度

- 本人が見学、体験等を実施

適性が分からない

ミスマッチ



就労選択支援

- 就労アセスメントを実施

客観的な評価

情報の提供

事業概要

<基本方針>

- 短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する**適性**、**知識**及び**能力の評価**や就労に関する意向、就労するために必要な配慮やその他次頁の主務省令で定める事項について整理
- アセスメント結果を踏まえ、障がい者本人や関係者を交えた**他機関連携によるケース会議**を行い、障がい者本人の就労に関する意思決定支援

事業概要

＜主務省令で定める事項＞

- 障がいの種類及び程度
- 就労に関する意向
- 就労に関する経験
- 就労するために必要な配慮及び支援
- 就労するための適切な作業の環境
- その他適切な選択のために必要な事項

事業概要

<定員>

- 10名以上

<従事者の人員配置・要件>

- 管理者、**就労選択支援員**
 - 就労選択支援員の人員配置 **15:1**
 - 個別支援計画の作成
 - サービス管理責任者の配置
- } 不要

事業概要

<就労選択支援員の要件>

- 就労選択支援員養成研修を修了していること

※就労選択支援員養成研修の受講要件

- ・障がい者の就労支援に関する基礎的研修を修了していること
- ・障がい者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上であること

事業概要

＜令和9年度末までの経過措置＞

- 下記いずれかの研修修了者は、受講が可能
 - 障がい者の就労支援に関する基礎的研修
 - 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
 - 訪問型職場適応援助者養成研修
 - サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
 - 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

事業概要

<実施主体>

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所
- ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・自治体設置の就労支援センター
- ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力支援事業を行う機関

対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

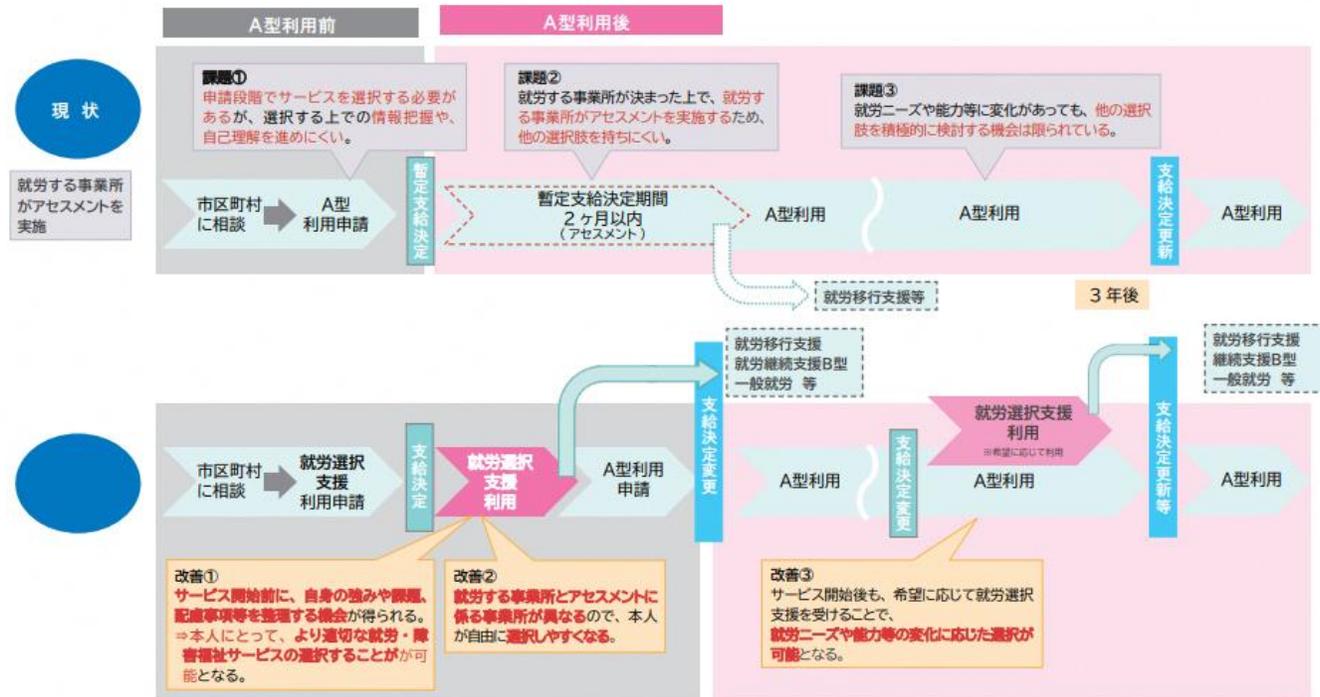
対象者

<特別支援学校等の在学者>

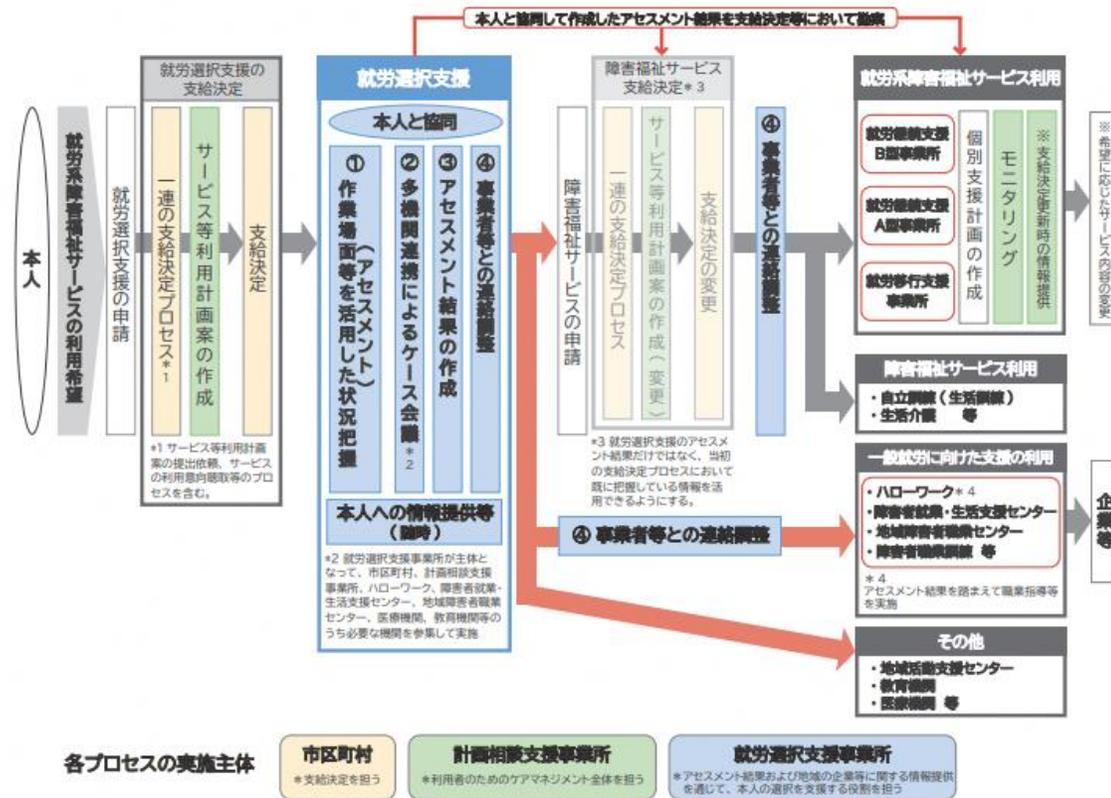
- 特別支援学校高等部の各学年で実施可能
- 複数回の実施も可能
- 授業日に実施する場合、「出席停止・忌引き等」に計上可能

事業のイメージ

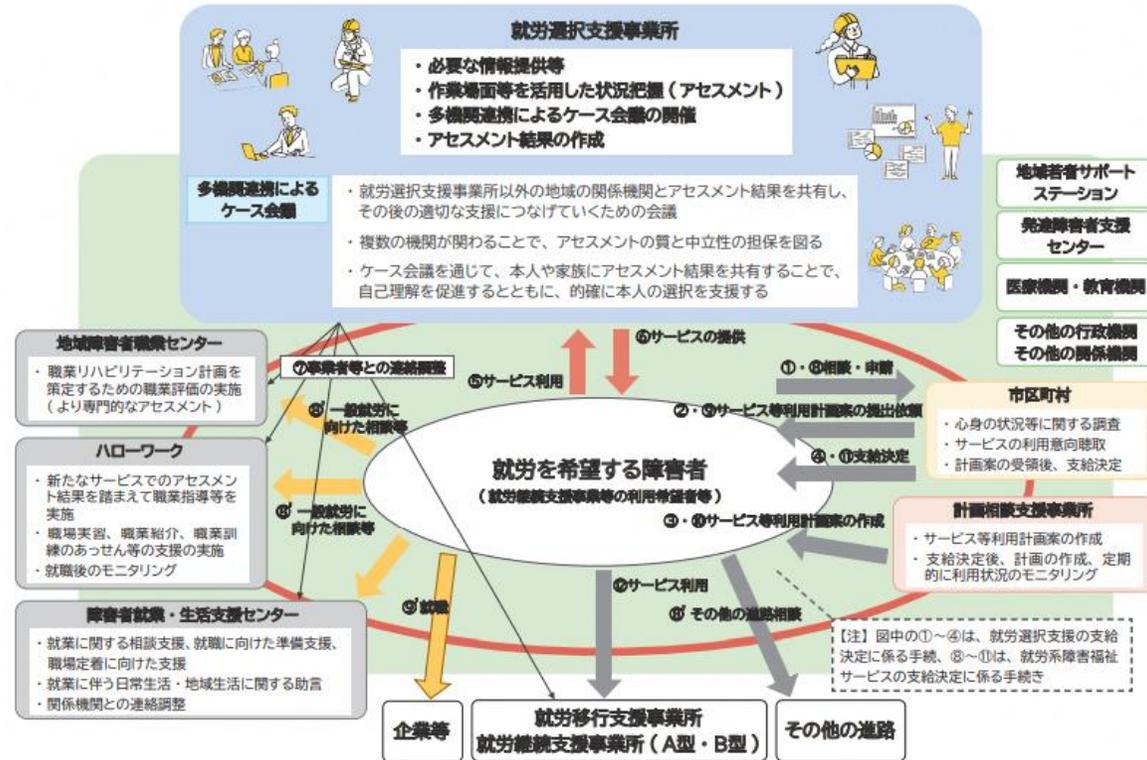
イメージ（就労継続支援 A 型のケース）



事業の基本プロセス



就労選択支援における各機関の役割



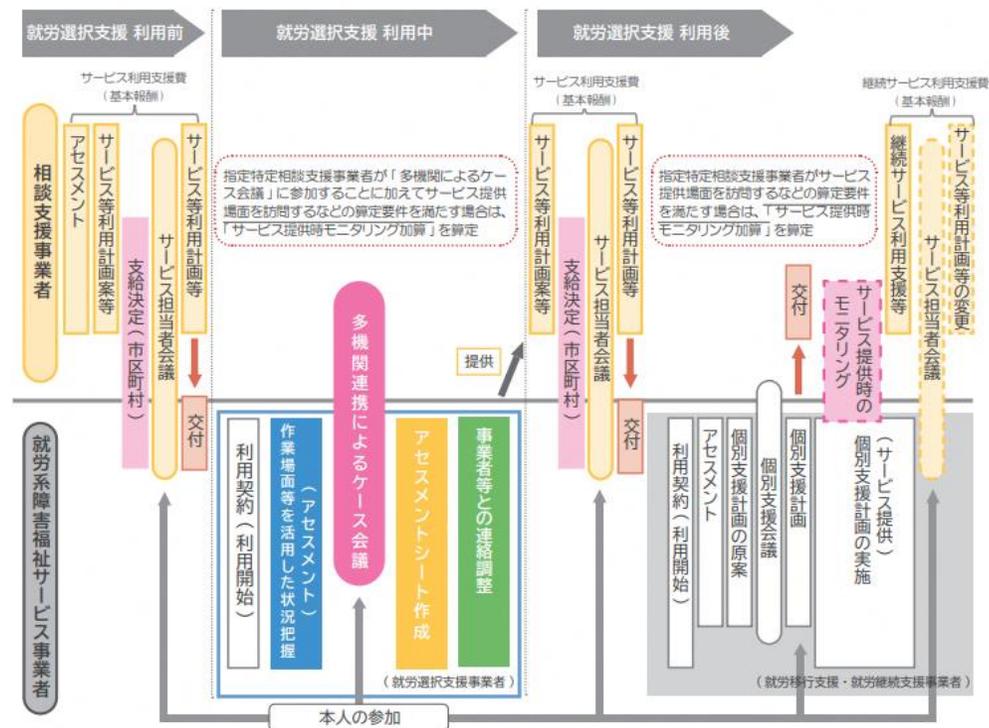
就労選択支援実施前の調整

- サービス利用に伴い、サービス等利用計画案等の作成が必要になるため、就労選択支援事業所と指定特定相談支援所は**積極的な連携**が必要
- 就労選択支援事業所にはサービス管理責任者がいないため、**こまめな情報共有**が必要

就労選択支援実施前の調整

【指定特定相談支援事業所（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係】

※ 指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



引用：厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」